

平成 2 1 年 第三回清掃労組要請回答

平成 21 年 7 月 31 日 (金) 16:30～
人 事 委 員 会 室

<人事委員会 事務局長>

給与勧告作業に向けての基本的な考え方につきましては、去る 3 月 2 6 日の要請の際にお話ししましたとおりですが、本日は、要請書の項目に沿って、回答します。

まず、「要請項目 1 組合の意見を聞く場を設けること」についてですが、今後も、本日のような皆さんの意見を聴く機会を設けていきたいと思っております。また、要請の内容につきましては、委員会で各委員にお伝えします。

次に「2 公民比較対象企業の規模」についてですが、職種別民間給与実態調査の結果、50 人以上の多くの企業においても、公務と同種・同等の役職段階を有し、職員との比較が可能であることが判明しております。そのため、民間従業員の給与をできる限り広く把握し、適正に職員の給与に反映させる趣旨から、比較対象企業規模を 50 人以上としているものです。

次に、「3～5 首都圏での生活事情を反映した勧告等」についてですが、勧告に対する私ども人事委員会の基本姿勢は、区内の民間従業員と特別区職員の給与を比較し、その較差を解消することにあります。区内の生活実態は、民間従業

員の給与を精確に把握することで、勧告に反映できると考えています。また、給与カーブにつきましては、国や他団体の動向を考慮しながら、年齢別民間賃金との均衡が図られるよう、検討していきます。

「**6 地域手当の取扱い**」につきましては、従前から、地域手当等を含めた給与水準を、民間の給与水準と均衡させるのと同時に、支給割合については、国との制度的な均衡を図ってきました。今後もこの考え方を基本に進めていきます。

「**7 超過勤務手当の割増率、8 退職手当制度**」につきましては、関係法令に則り、適切に対応する必要があると考えています。

「**9 住居手当**」につきましては、国や他団体、民間の状況等を考慮し、必要に応じて、勧告または意見の申し出を行っていきたいと考えています。

「**10 再任用職員の処遇等**」につきましては、再任用職員以外の職員の給与や、国・他団体の動向を参考にしながら、検討していきます。

「**11と12 休暇制度の充実等**」につきましては、昨年の勧告意見「勤務環境の整備」においても言及しましたが、今後とも、職員が心身ともに充実した状態で意欲的に仕事に取り組める環境整備に向けて、必要に応じて意見の申し出を行っていきたいと考えています。

「13 労働基準法等の遵守」につきましては、今後とも、人事委員会の所管する事業所について、労働基準監督機関としての役割を適切に果たしてまいります。

「14 非常勤職員の賃金等」につきましては、特別職としての法的な位置づけを踏まえながら、慎重に検討してまいります。

「15 業務委託の取扱い」につきましては、各区において適切に対応されるものと考えています。

本年の勧告にあたりましても、従来と同様、23区連合の人事委員会としての立場を踏まえ、中立的、かつ、専門的な人事行政機関としての役割を果たしてまいります。

私からは以上です。

〈清掃労組 委員長〉

ただいま、事務局長から3月26日の私どもの要請に対する回答が示されました。

要請項目2の「公民比較企業規模」及び6の「地域手当の取扱い」に関わる

回答については、みなさんと私どもとの考えに大きな隔たりがあり極めて残念であると申し上げざるを得ません。

次に、**要請項目 9 の「住居手当」**に関わる回答ですが、国家公務員と特別区職員との処遇上の違いを十分に考慮すると同時に、首都圏の住宅事情を踏まえ、改善して頂きたいと考えています。

その他の項目についても、私どもの要請内容を十分に考慮し勧告に反映して頂きたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

私からは以上です。